明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

4　不動産政策企画官は、命を受けて、不動産業課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　（略）

（専門工事業・建設関連業振興室及び労働資材対策室並びに建設市場整備企画官）

第四十三条の四　建設市場整備課に、専門工事業・建設関連業振興室及び労働資材対策室並びに建設市場整備企画官一人を置く。

2～5　（略）

6　建設市場整備企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設市場整備課の所掌事務に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

二・三　（略）

（災害対策室並びに防災企画官、災害査定官、総括災害査定官、防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官）

第六十二条　防災課に、災害対策室並びに防災企画官一人、災害査定官二十八人（うち十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内、総括災害査定官及び防災政策調整官それぞれ一人並びに緊急災害対策派遣官八十八人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2　災害対策室は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による防災業務計画の策定その他の防災に関する事務で国土交通省の所掌に係るものの総括に関する事務（交通に関連する防災に関する事務に係るもの、緊急災害対策派遣隊の管理及び運営に関する事務についての企画及び立案並びに調整に係るもの並びに防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

（削る）

4～7　（略）

8　防災政策調整官は、命を受けて、防災課の所掌事務のうち、防災に関する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

（削る）

9　（略）

（国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官、道路計画調整官及び海外道路プロジェクト推進官）

第六十八条　企画課に、国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官、道路計画調整官及び海外道路プロジェクト推進官それぞれ一人を置く。

2　国際室は、道路の規格構造に関する企画及び立案並びに道路に関する調査に関する国際関係事務（海外道路プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　不動産政策推進官は、命を受けて、不動産業課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

5　（略）

（専門工事業・建設関連業振興室及び労働資材対策室並びに建設市場整備推進官）

第四十三条の四　建設市場整備課に、専門工事業・建設関連業振興室及び労働資材対策室並びに建設市場整備推進官一人を置く。

2～5　（略）

6　建設市場整備推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一・二　（略）

（災害対策室及び大規模地震対策推進室並びに防災企画官、災害査定官、総括災害査定官、緊急災害対策企画調整官及び緊急災害対策派遣官）

第六十二条　防災課に、災害対策室及び大規模地震対策推進室並びに防災企画官一人、災害査定官二十八人（うち十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内、総括災害査定官及び緊急災害対策企画調整官それぞれ一人並びに緊急災害対策派遣官八十八人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2　災害対策室は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による防災業務計画の策定その他の防災に関する事務で国土交通省の所掌に係るものの総括に関する事務（交通に関連する防災に関する事務に係るもの並びに大規模地震対策推進室並びに緊急災害対策企画調整官及び緊急災害対策派遣官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　大規模地震対策推進室は、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の規定による地震防災強化計画の策定その他の大規模地震対策に関する事務で国土交通省の所掌に係るものの総括に関する事務（交通に関連する大規模地震対策に関する事務に係るものを除く。）をつかさどる。

5　大規模地震対策推進室に、室長を置く。

6～9　（略）

（新設）

10　緊急災害対策企画調整官は、命を受けて、防災課の所掌事務のうち、緊急災害対策派遣隊の管理及び運営に関する事務についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

11　（略）

（国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び道路計画調整官）

第六十八条　企画課に、国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び道路計画調整官それぞれ一人を置く。

2　国際室は、道路の規格構造及び施工基準に関する企画及び立案並びに道路に関する調査に関する国際関係事務をつかさどる。

3　（略）